

正月

右之通今度從江戸被仰下候間、三郷町中へ可相觸者也。

覺

此度被下候御救米の儀は、大坂町中住居の者、袖乞等に出候程の者斗に被下候。無道者には相渡申間敷候。

一、袖乞に出候族の者無之町は、餘米可有之候間、近邊の町に袖乞の者多き方へ、右の餘米を譲り遣し相互に救候様に仕、依怙最負無之、行届候様に可仕候。

一、此度の御救米は、當地住居及飢の者へ被下候。寄飢人には遣間敷候。

右之通、町々年寄引請念入取計可申候。此旨無間違様に可仕候。以上。

享保十八年丑正月 日

淡路

日向

三郷惣年寄中

一、因州邊飢饉の狀

舊臘因州鳥取へ、御飛脚に罷越候足輕吉田儀右衛門・岡田左平兩人へ、因州邊飢饉の様子御尋に付、上書候紙面の寫

如左。

因幡御城下近邊海手の方、負糶少々付申候。山手の方は付不申候。木の根等にも負糶付申由承申候。鳥取米直段、石に付百拾匁許仕候由承申候。

一、播州・作州近邊は同事の由に御座候。播州の内より鳥取迄の内、宿々はたご賃三匁五分許、米壹升に付百五拾文計仕候。

一、四國の内負糶付、別て伊豫國松平隱岐守様御領分松山に多付候が、米二升に付六匁許仕候由。輕き者共給物無之に付、荒糶わら等せんじ給申由、播州近邊にて承申候。此外相替儀承不申候。西國邊負糶多く付申由に候得共、委細承不申候。以上。

正月十五日

兩人姓名

一、戸室山の奇石と石蛇

寛永年中我先君の時、金澤城築の爲に戸室山の石を切出す。石中に防穴あり。少しく水を含で物有るが如し。石工に命じて割けるに、水漏て馬刀貝ウツリ二つありて動き出たり。人皆怪之以致君所云。

城下津川某が居宅の庭、踏壇の石毎踏に響あり。主人常異之。或時有石工來截手水鉢石、使石工割踏壇石、工碎之果して防穴あつて、水一合許洩出づ。水中に二寸許の蟲あり。形如蚯蚓。主人謂。是久蟄石中、必ず龍の潜るなるべし。早く遠ざくべしとて近邊の流水に棄てたり。後に醫師堀部氏聞之云。可惜是石蛇也。非龍種。惜哉不供陰乾藥用云。

一、江戸の米騒動

江戸御城下米價俄涌貴、小川の頭米直段金壹兩に付三斗、深川の悪米但此に選候壹兩に七斗許商賣仕候。町中及困窮朝夕粥を用申候。か様に有之候は、高間屋傳兵衛所爲に御座候。町中へ右傳兵衛拜領仕度旨申立、正月二十日頃より毎日町奉行所へ二三千人許宛相詰願候。如何可被仰付哉の旨、二十四日の紙面に申來候。二十六日迄何の儀も無之候處、二十六日右の者共に候か、傳兵衛宅伊勢丁に有之候其宅へ、傳兵衛を召捕候旨申立、三四人許押寄候。傳兵衛は折節本多中務大輔殿邸に、用事有之罷越候に付不得捕候。妻子は裏口より逃隠候。仍て家屋散々に打潰し、家財

打破り帳面の類引破り川堀へ投入申候。當時買置候米拾八萬石有之候。右町人共は多く糶町の者共に候旨。町奉行附与力同心罷出、二三十人許は召捕候。御老中は松平左近將監殿御寄合有之、御僉議有之旨。二十九日迄は此通にて何の御所置も無之躰の旨申來候。但し傳兵衛儀は縮被仰付候旨也。傳兵衛縮被仰付候は虚説にて、元來下總の者に付在所へ引籠候。町人共御吟味も無之旨、追て申來候。

一、江戸の飢民救恤

男一日に一人貳合充。女一人に一日壹合充。但十五歳以下の子は供は女に準ず。右割を以て當日給兼飢に及候者、致吟味とらせ可申事。但其町飢人無之候は、次の町飢人多町へは支配違候共、請入置候御救米送遣候様に可申含候事。

一、飢人の儀無油斷取計可申事

一、虚妄無之、相互に名主共申合、飢人不死様に可仕候。家主等虚妄の儀も有之候は、逐吟味可申出候。此儀に付觸書指出候事。

正月二十三日

右大岡越前守殿於御番所、兩奉行被仰渡候。當分被下置候